

第2章 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の概要

2-1 基本理念

「誰もが心身ともに快適に移動できる やさしいまちづくり」

障がい等に対する正しい理解や支援体制に基づく周りの手助けがあり、安心して外出できる環境（心のバリアフリー）と、駅やバス・タクシー、歩道、信号機等のバリアフリー整備が実施され、安全に・安心して外出や施設利用ができる環境（ハード面の整備）をつくることにより、心身ともに健やかにくらすことができる、やさしいまちづくりを進めます。

2-2 基本方針及び目標年次

(1) 基本方針

バリアフリー基本構想の基本理念をもとに、基本方針を以下のとおり定め、ハード面の整備及び心のバリアフリーを推進します。

①重点整備地区を定め、官民連携によるバリアフリー整備を推進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、基本理念及び国の基本方針に基づき、主に高齢者・障がい者等が利用する駅等生活関連施設を中心とした一定の区域を定め、市、特定事業者、市民、高齢者・障がい者等が連携しバリアフリー化を推進します。

②官民協働により基本構想を策定し、ユニバーサル社会の実現を促進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、市、特定事業者、市民、高齢者・障がい者等が協働して策定し、これに基づく施策を推進することで、ユニバーサル社会の実現を促進します。

③「心のバリアフリー」を促進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民の意識づくりを推進します。

④スパイラルアップの考え方を導入し、段階的にバリアフリー化を図っていきます。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想では特定事業者が行うバリアフリー化事業、心のバリアフリー施策について、継続的に検証することにより、段階的にバリアフリー化を図ります。

(2) 目標年次

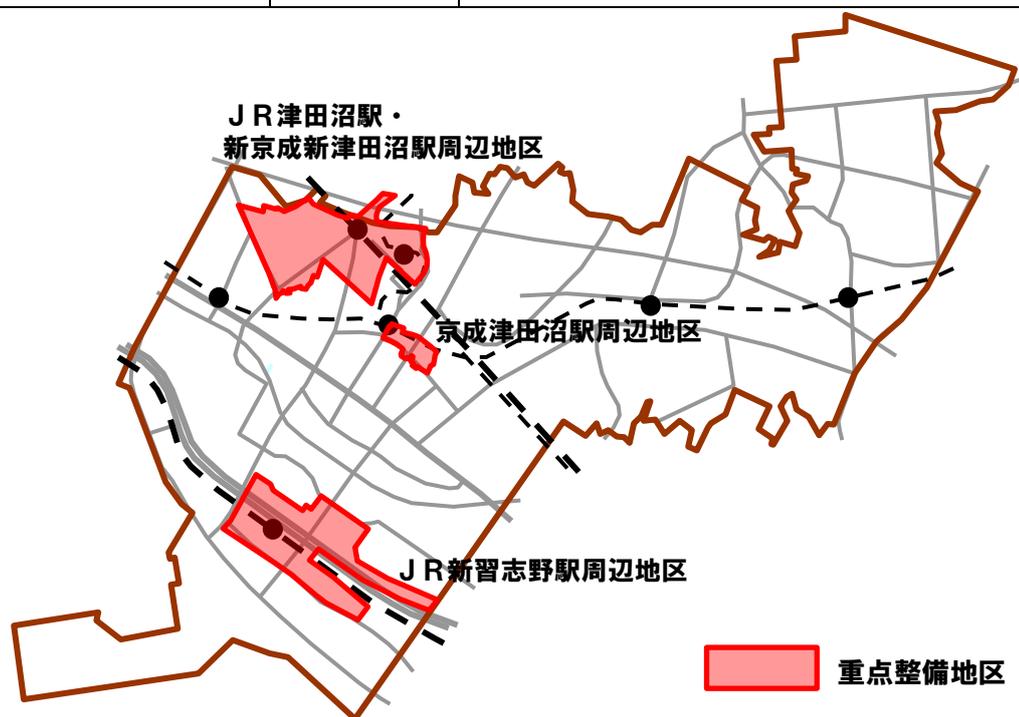
バリアフリー基本構想の目標年次は、上位計画である習志野市基本構想と整合を図り、平成37(2025)年度までとします。

2-3 重点整備地区の概要

(1) 重点整備地区の位置

バリアフリー基本構想では、次の3地区を重点整備地区に設定しました。

地区名	面積	位置
J R津田沼駅・ 新京成新津田沼駅周辺地区	約 83.7 ha	習志野市奏の杜（全域）、津田沼、谷津及び 船橋市前原西の一部
京成津田沼駅周辺地区	約 10.9 ha	習志野市津田沼及び鷺沼の一部
J R新習志野駅周辺地区	約 87.3 ha	習志野市茜浜、秋津、香澄及び芝園の一部



(2) 重点整備地区の課題と整備方針

① J R津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

当該地区は、各鉄道会社の駅舎における公共交通移動等円滑化基準に基づく整備や、信号機における視覚障害者用付加装置の整備は概ね完了していますが、歩道についてはJ R津田沼駅北口～イトーヨーカドー津田沼店までのバリアフリー整備は未着手であり、沿道施設と一体となった歩道の改良が必要です。

また、津田沼緑地の北側は有効幅員を確保する歩道整備、モリシア津田沼南側は大規模店舗・駐車場等と一体となった歩道整備が必要です。

さらに、歩道整備の経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が必要です。

このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

②京成津田沼駅周辺地区

当該地区は、京成津田沼駅の駅舎、駅周辺の歩道、信号機については各移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了していますが、新市庁舎建設の状況にあわせた一体的なバリアフリー整備を進めていくことが必要です。

さらに、歩道の整備が完了している経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が必要です。

このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。また、新市庁舎建設にあたっては、周辺道路と一体的なバリアフリー化に取り組みます。

③ＪＲ新習志野駅周辺地区

当該地区は、ＪＲ新習志野駅の駅舎における公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しています。また、道路については、国道 357 号にかかる歩道橋にエレベーター設置がされたほか、駅から両側 2m 以上の歩道が整備されている経路で多くの施設が結ばれており、施設間の歩道のネットワークはほぼ形成されています。

しかしながら、ＪＲ京葉線南側については、新習志野駅南口駅前広場は、視覚障害者誘導用ブロックや歩道が東日本大震災による被害を受けていることから、歩道の段差改善等の震災復旧と一体となったバリアフリー化の整備が必要です。

また、新習志野駅南口駅前広場から芝園公園間については、視覚障害者誘導用ブロックの整備とともに、自転車走行空間の明示等といった歩行者と自転車走行を分離することによる安全性の向上が必要です。

一方、ＪＲ京葉線北側については、総合的な福祉エリアである「ふれあいゾーン」周辺は、交差点部における道路の段差や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備が必要です。

このような状況を踏まえ、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

2-4 重点整備地区及び生活関連経路

重点整備地区	市域	生活関連経路		準生活関連経路		計	
		経路数	延長 (m)	経路数	延長 (m)	経路数	延長 (m)
JR津田沼駅・新 京成新津田沼駅周 辺地区	習志野市	7	1,745	4	449	11	2,194
	船橋市	2(重複)	159	3	241	5(重複)	400
	計	8	1,904	7	690	15	2,594
京成津田沼駅 周辺地区	習志野市	2	550	1	140	3	690
JR新習志野駅 周辺地区	習志野市	5	3,340	2	690	7	4,030

※経路延長は駅前広場を除く

※JR津田沼駅北口駅前広場は習志野市・船橋市にまたがっている